

緊急解説

4月1日施行直前！

改正均等法対策

～「男女雇用機会均等法」改正ポイントと企業の対策～

株式会社パーソネル・ブレイン代表取締役 人事コンサルタント 二宮 孝
社会保険労務士

■企業名の公表など罰則が強化、見直しを急ごう

4月1日より改正男女雇用機会均等法が施行される。今回の改正では、昇進、降格、異動、コース転換などの人事処遇事例に踏み込んで性差別の是正を厳格に求めているほか、母性の尊重が強化されている。妊娠出産が女性のキャリア形成上、不利にならないようにしてあり、少子化対策、育児支援策を強化する内容ともいえよう。

企業側としては“よほど悪質なことをやっていない限り大丈夫だろう？”と油断しがちだが、見直しを怠ると間接差別に相当する慣習が社内に残っていたりするので注意したい。例えば、コース転換や昇進の条件に“転勤の有無”を盛り込んでいる会社は少なくないが、今回の改正では転勤の実態や必要性が問われている。また、セクハラ対策では従来の「配慮義務」ではなく「措置を講じる義務」に強化されている。企業側には、社内への趣旨の徹底、就業規則の見直しなどの対策が求められている。万一、是正指導が入り、それに応じなかったりした場合は企業名の公表など罰則も強化されている。この1ヵ月の間に必要な対策は済ませておきたい。

(編集部)

構成

I 法改正のポイント

II 具体的内容と企業側の対策

- 1 男性に対する差別の禁止
- 2 性差別禁止項目の拡大と明確化
- 3 間接差別の禁止
- 4 妊娠・出産などを理由とする不利益取り扱いの禁止
- 5 セクシュアルハラスメント対策
資料1 セクシュアルハラスメントに関する社内告示(通知書) サンプル
資料2 セクシュアルハラスメント規則サンプル
資料3 就業規則見直しの例
- 6 均等法に反しない例外事項
- 7 法改正に伴う罰則や支援策
- 8 女性の坑内労働の規制緩和

III 改正均等法対策Q&A

■二宮 孝 (にのみや たかし)

1979年早稲田大学法学部卒業後、一部上場商社人事課、大手外資系メーカー人事課、銀行系コンサルティング会社のコンサルタントを経て、独立。豊富な実務経験を踏まえた実践的コンサルテーションを大企業から中小企業、地方自治体等で幅広く展開。社会保険労務士、全日本能率連盟認定マスター・マネジメント・コンサルタント、経営士、産業カウンセラー。著書に『職種別・階層別人事考課項目モデルシート集』(アーププロデュース)、『役割能力等級制度の考え方・進め方』(インデックス・コミュニケーションズ)、『仕事の基本がよくわかる人事考課の実務』『新しい給与体系と実務』(同文館)他。

■(株)パーソネル・ブレイン:

〒150-0011 東京都渋谷区東3-15-8小澤ビル501

● TEL: 03-3406-5605 ● FAX: 03-3406-5396 ● ホームページ: <http://www.personnel-brain.co.jp>